

平成28年7月15日

地権者各位

公益財団法人山梨県林業公社
代理人 弁護士 野間 自子
 弁護士 野田 陽一
 弁護士 金井 俊樹

公益財団法人山梨県林業公社の民事再生手続申立について

I 民事再生手続開始の申立てについて

- 1 公益財団法人山梨県林業公社（以下「公社」といいます。）は、本年7月15日午前10時、甲府地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行いました。7月22日に、甲府地方裁判所より民事再生手続を開始する旨の決定が下される予定です。

民事再生手続とは、経済的窮境にある債務者が、事業の経営を続けながら、債権者の同意を得て再生計画を定めることにより債権者との権利関係を調整し、債務者の事業の再生を図る手続です。

2 申立てに至る経緯

(1) 公社の設立

昭和40年9月に山梨県の全額出捐により設立された公社は、これまで個人では森林整備が困難な土地所有者に代わり、人工林の造成・整備を行い、森林の有する公益的機能の発揮や、山村地域における就労の場の提供などに大きく貢献してきました（平成28年3月末現在の契約面積は7,736ヘクタール）。

また、こうした事業に必要な資金は、県、日本政策金融公庫などからの借入金により賄い、それを伐採収入により返済することとしていました。

(2) 木材価格の低下等による採算性の悪化

公社の設立当初は国産木材価格が上昇傾向にあり、採算性を十分に確保でき、主伐が開始されればその販売収益により借入金債務を完済できるものと見込まれていました。

しかし、昭和55年以降の国産木材価格の長期的な低迷や労働単価の上昇等による必要経費の増大により、伐採収入では森林整備に要した借入金の償還の見通しが立たない状況となりました。

(3) 林業公社の抜本の見直し（林業公社改革プラン）

このような状況の下、分収林の資産評価額（現在価値）が帳簿価格を大幅に下回る見込みとなったため、出資者である山梨県は、森林整備の方向性と分収割合の見直し、平成29年3月を目途とした公社解散と分収林管理の県への移管を内容とする「財団法人山梨県林業公社改革プラン」を平成23年12月に策定しました。これを踏まえて、公社は「財団法人山梨県林業公社改革推進計画」を策定し、平成24年度から県と連携して、地権者の皆様に対して変更契約の締結等の交渉を進めております。

(4) 林業公社の廃止手続

改革プランに基づく公社の廃止、債務処理についての透明性や公平性の確保、県民負担の軽減、分収林事業の確実な県への承継などを図るため、第三セクター等改革推進債を活用した民事再生手続により行うこととしました。

今後は、裁判所の監督のもと、最終的な債務処理に要する額を確定し、日本政策金融公庫などの債権者との協議を進め、県の下で分収林事業の再生を目指します。

実態貸借対照表概要（平成28年6月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額
総資産 (うち森林資産)	5,247 (4,699)
総負債 (うち長期借入金及び利息)	26,120 (26,038)
正味財産	▲20,873

【長期借入金の内訳】

- ・山梨県 : 19,468百万円
- ・(株)日本政策金融公庫 : 5,158百万円
- ・甲府信用金庫 : 1,412百万円

II 県への移管について

1 山梨県への分収林事業の移管について

民事再生手続は、事業を清算する破産手続とは異なり、事業を継続しつつ事業を再生する手続です。今回の民事再生手続では、公社は、借入金の返済（代物弁済）のため分収林を県に移管し、移管後は県が事業を承継します。

これまでも説明会や個別訪問等の際に、ご説明申し上げてまいりましたとおり、県への移管につきましては、県が契約を引き継ぐことについて地権者の皆様にご同意いただく必要がございます。県への移管にご同意いただきました場合には、地権者の皆様と公社が結んだ契約はそのまま県に引き継がれ、県が引き継いだ後も地権者の皆様の契約上の権利義務は何ら変わりありません。

2 森林整備の方向性と分収割合の見直しについて

今後、県に移管される分収林の管理にあたっては、木材生産を目的とした林業経営と公益的機能の維持増進が両立できる管理手法に転換するため、契約期間を延長し、天然力を活用した広葉樹林化・針広混交林化といった森づくりを導入していきます。

また、今回の民事再生手続において分収林事業が県に移管された後、県が分収林の管理運営その他の多額の経費を負担していくことから、県すなわち県民の皆様の負担を可能な限り軽減していく必要があることは従来と変わりありません。そのため、分収割合の見直しについてはこれまでと同じ考え方で進めていくこととしています。変更後の分収割合は以下のとおりです。

変更後の分収割合（分収造林）

県（公社）	地権者
8	2

（地権者の皆様が植栽・保育等の費用負担している分収育林は現行どおりです。）

3 ご同意のお願い

平成24年度から、地権者の皆様のご理解をいただき、県への移管及び分収割合の変更について大多数の方より既にご同意をいただいておりますが、ご同意をいただいている地権者の方には、県に移管するまでは公社と県が、県へ移管後は県が、引き続きご同意をお願いしてまいりますので、なにとぞ事情をご理解の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、現時点において山梨県への移管及び分収割合の変更についてご同意をいただいている地権者の方との間では、再び話し合いを進めさせていただきます。

変更契約の締結状況（平成28年6月30日現在）

区分	件数・割合等
総契約件数	3,377件
契約済件数	2,384件
	契約率 70.6%
同意書取得件数	642件
同意件数	3,026件（契約済件数＋同意書取得件数）
	同意率 89.6%

Ⅲ 民事再生手続スケジュール

平成28年	7月15日	民事再生手続開始申立
	7月22日ころ	民事再生手続開始決定
	10月中旬ころ	再生計画案提出
	12月中～下旬ころ	再生計画案認可決定
平成29年	1月中～下旬以降	再生計画案に基づく弁済実行
	3月末	分収林事業の山梨県への移管・公社解散

※ 代理人弁護士へお問い合わせなさる場合には、恐れ入りますが、FAX（03-3500-2741）にてお願い致します。

以上